

2019年4月9日

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属フォーラム 櫻井 周

立憲民主党・無所属フォーラムの櫻井周です。

立憲民主党・無所属フォーラムを代表して「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案」について質問します。

冒頭、塚田前国交副大臣の「忖度」発言と、麻生財務大臣の傲慢極まる政治姿勢について、問い質さざるを得ません。

この問題の本質は、森友、加計に続いて、またもや総理とその周辺に利益を誘導する安倍政権の政治姿勢が明らかになったことです。国民の税金を自身の権力維持に使用することは許されません。他にも同様の問題が隠されているのではないのでしょうか。森友、加計、安倍麻生道路問題、これらの「利益誘導」政治を引き続き追及して参ります。

さて、麻生財務大臣は、4月4日の参議院決算委員会で、下関北九州道路にどのように取り組んだのかと聞かれ、「その種の話は直接私のところにきたという記憶は最近はなかった」と答弁されました。

しかし、昨年12月19日に吉田参議院幹事長と、2日後の12月21日には山口県知事などの地元首長らと会って、要望を受けているではありませんか。そのひと月前の11月22日には、参議院財務金融委員会で大家議員に下関北九州道路の見解を聞かれて、「経済波及効果が極めて大きいのははっきりしている」と答弁しています。麻生大臣、これでもまだ「記憶はない」と言い張るのですか。記憶が戻ったかどうかお答えください。

もう一点、記者会見で塚田元副大臣の辞任について聞かれた時に、麻生財務大臣は質問に対して「はい？大きな声で言えや。」と言い放ちました。

記者を半ば脅すような、傲慢不遜極まる口ぶりだと言わざるを得ません。こんな発言は不遜でも何でもないとお考えなのでしょうか。ぜひ「大きな声」でお答え下さい。

景気の現状についてもお聞きします。最近発表される様々な景気に関する指標は、景気の先行きが不透明であることを次々に示しており、総理が喧伝し続けるアベノミクスなるものは、果たして成功していると言えるのか、疑問です。新しい判断だの国難突破だの、言葉だけ踊る政治はもう許されません。そこで麻生財務大臣にお聞きします。率直に言って、今でも「景気は上昇している」と断言できますか。明確に「大きな声」でご答弁ください。

1. 早期健全化勘定

(1) 剰余金

さて、法案に関する質問に入ります。

本改正案は、早期健全化勘定の剰余金の国庫納付が、勘定廃止時に限定されていたものを、所定の手続きを経れば適時行うことができるようにするものです。

そこで、まず早期健全化勘定の現状について麻生大臣にお伺いします。早期健全化勘定の利益剰余金は平成 29 年度末時点で 1 兆 6 千億円と報告されていますが、昨年度末での早期健全化勘定の利益剰余金と含み損益はいくらでしょうか？

また、今後、株式市場などの市況の変化によってはこの利益剰余金の金額は変動するものと理解しますが、最悪の場合には、利益剰余金の目減りはどの程度になると予測していますか？

(2) 金額規模

また、今年度予算では、早期健全化勘定から 8 千億円を一般会計に繰り入れることとなっています。一方で、会計検査院の「平成 27 年度決算検査報告」では、早期健全化勘定において余裕資金が 1.1 兆円あると指摘しています。な

ぜ、1.1兆円全額ではなく、8千億円なのでしょうか？麻生大臣に答弁を求めます。

(3) タイミング

会計検査院による早期健全化勘定の余裕資金に関する指摘は、2年半前の平成28年11月になされています。しかし、8千億円の一般会計への繰り入れは、今年度の実現しました。なぜ、もっと早く実現できなかったのか、なぜ今年度になったのか、麻生大臣、理由をお聞かせ下さい。

(4) 予防的措置である資本増強の総括

早期健全化法で当初想定していた業務は概ね終了することとなります。このことを踏まえて、早期健全化法が金融システムの安定にどのように寄与したのか、早期健全化業務の実施による超過コストの有無及び残存する資本増強の処分見通しなど、現時点でどのように評価していますか？

また、早期健全化業務と同様の予防的措置として制度が継続している金融機能強化業務による資本参加制度の効果について、どのように評価していますか？

2. 一般会計繰入金の使途

次に、一般会計へ繰り入れられる8千億円の使途についてお伺いします。一般会計に繰り入れられる資金は一般財源です。しかし、財務省が発表している「平成31年度予算のフレーム」では、「臨時・特別の措置」の項目において、預金保険機構からの利益剰余金の繰入金を8千億円計上するとともに、一般歳出においては、中小小売業等に関する消費者へのポイント還元、低所得・子育て世帯向けプレミアム付商品券など「消費税引き上げによる経済への影響の平準化に向け、施策を総動員」に充当されることとなっています。

早期健全化勘定の原資は、20年前の金融機関救済のために国民にお願いして拠出していただいたものです。利益剰余金は、ときの政権の都合で実施するバラマキ政策に充当するのではなく、財政健全化に充てるべきと考えます。麻生大臣の見解を求めます。

3. 金融再生勘定との関係

(1) 収支

本改正案は、早期健全化勘定または金融再生勘定の廃止時に、早期健全化勘定の剰余金を金融再生勘定への繰り入れることを可能とするものです。

そこで、まず金融再生勘定の現状について麻生大臣にお伺いします。金融再生勘定の欠損金と含み損益は、昨年度末ではいくらでしょうか？

また、今後、株式市場などの市況の変化によってはこの金額は変動するものと理解しますが、最悪の場合には、どの程度になると予測していますか？

(c) 575 億円の欠損金。長銀・日債銀の保有株式を簿価（1.5 兆円）で買い取り、416 億円の含み損

そして、早期健全化勘定から金融再生勘定へ残余の額を繰り入れることが特に必要と認められる状況とはどのようなケースなのか、ご説明下さい。

(2) 欠損処理の明朗化

早期健全化勘定と金融再生勘定の間で相殺すると、それぞれの勘定において利益剰余金と欠損金がいくらずつ発生したのかが曖昧されかねません。

むしろ、一般会計と早期健全化勘定との間、一般会計と金融再生勘定の間で、それぞれ繰り入れおよび繰り出しとすることで会計を明朗にすべきと考えますが、麻生大臣の見解を求めます。

また、金融再生勘定において欠損金の処理が必要となった場合には、予算措置をとるのでしょうか？

(3) 金融再生勘定における株式保有の長期化によるリスク

金融再生勘定が保有する株式は、「国民負担の最小化」と「市場への影響の極小化」を原則として、平成 18 年 8 月から処分を進めていました。しかし、平成 20 年 10 月に麻生内閣の中川財務金融担当大臣の談話で「総理（すなわち当時の麻生総理のことですが）からのご指示を踏まえ」として「政府等が保有する株式売却について、市中売却の一時凍結を検討・実施する」としました。

アベノミクスが成功しているというのであれば、「市中売却の一時凍結」を解除して、株式保有長期化のリスクを解消すべきと考えます。特に、麻生大臣が総理大臣のときに指示をしたものです。麻生大臣、自らの手で後始末すべきと考えますが、麻生大臣の見解を求めます。

4. 法律制定経緯と結果

(1) バブルの総括

金融システムの安定は国民経済の発展に必要不可欠であることはもちろんのこと、この機能が損なわれると破綻処理には直接的にも間接的にも大きな負担が国民のみなさまにのしかかります。

直接的な国民負担としては、金融機能早期健全化法など、金融機関の破綻処理で10.4兆円の国民負担が確定しています。

また、間接的な国民負担としては、バブル崩壊による資産価格の下落と金融システム不安が実体経済にも悪影響を及ぼします。そして、バブル崩壊の悪影響はバブルによる好影響よりも遙かに大きいものとなります。

したがって、バブル発生時期の金融政策上の対応としてもっとも望ましいのは、適切にバブルの行き過ぎを早めに抑制することです。昭和末期のバブルについては、政策当局がバブルの発生を適切に認識できなかった「認知の遅れ」があったとの指摘があります。

そこでお伺いします。麻生大臣は、昭和末期のバブルとその後の政策について、どのような教訓を見いだしていますか？

(2) 金融機能は健全化できたのか

バブル崩壊後の不良債権処理の遅れから、金融機関はリスクを取っての融資ができなくなり、このことがバブル崩壊後の長期不況につながった、との指摘があります。

ゼロ金利時代が長く続き、金融機関にとって企業への貸し出しではもはや儲からない状況です。貸倒れリスクを勘案すれば、資金の貸し手としての機能は果たしたくても果たせない状況です。

本当の意味での金融機能の健全化をどのようにして達成するのか、麻生大臣、そのプロセスをお示しいただきたい。

(3) バブルとは？

これまで、バブルという言葉を繰り返し、申し上げてきましたが、経済現象としてのバブルとは何なのかを改めて確認します。一般には、バブルといわれる現象は、「株式や不動産などの資産価格が異常に上昇しつづけること」です。

本来、資産価格はその資産から得られる収益性に基づいて算出されるものであり、合理的な予想です。予想の時点では合理的であったとしても、事後的に見れば収益性が過大に見積もられていたことが明らかになると、バブルが崩壊します。

また、収益性が見込めなくても、高い価格で転売可能であると期待される場合、すなわち未来永劫より高い価格で購入してくれる主体があれば、非合理的に高い資産価格が形成されます。未来永劫ではないことが明らかになると、バブルは崩壊します。

こうした観点からすると、現在の債券市場と株式市場では、日本銀行や年金基金積立金など公的資金が買い支えてくれるとの期待から、収益性を度外視した価格が形成されているリスクがあります。

そこで、麻生大臣におたずねします。現状がバブルである可能性についてどのように認識していますか？また、そのバブルが崩壊するリスクについてどのように評価していますか？

もちろん、収益の過大見積もりは、事後的に明らかになる、すなわちバブルは崩壊してはじめてバブルであることが明らかになるものです。しかし、バブルが崩壊してからでは、国民生活に多大なる悪影響を与えることとなります。政策当局がバブルの発生を適切に認識できない「認知の遅れ」は避けなければなりません。

(4) 平成バブルの教訓

時代は、平成から令和に変わろうとしています。平成はバブル崩壊の後始末の30年であったとも言えます。バブルは、その時点では調子がよくとも、その後の反動は大きく、国民生活へ多大なる悪影響が生じます。令和の時代には、平成の時代のようなバブル崩壊の後始末に負われるようなことにならないようにしなければなりません。

後になって「悪夢」などと言われないようにすべきですが、「悪夢」の種は既にまかれてしまっている可能性を指摘させていただき、質問を終わります。

以上